

# 第一章 国会の称呼

## 一 国会は、会期ごとに順次第何回国会と称する

昭和二十二年五月二十日初めて召集された国会を「第一回国会」と呼び、以後国会は、常会、臨時会、特別会を問わず、会期ごとに順次回数を追って第何回国会と称する。

(注) 昭和二十二年五月十九日本院及び衆議院の各派交渉会において、それぞれ、国会の称呼につきこの旨の決定があった。

なお、召集詔書が公布されたが、衆議院の解散により開かれなかった常会については、回数を付さない。

参照 四号、四九八号